

日本心理学会第81回大会シンポジウム
2017年9月22日15：40～17：20

**学士課程の心理学教育と
公認心理士養成教育との葛藤と杞憂
—学術会議提言から—**

**利 島 保
広島大学**

提言

心理学教育のあるべき姿と公認心理師養成
－「公認心理師養成カリキュラム等検討会」
報告書を受けて－



平成29年（2017年）9月13日

日本学術会議

心理学・教育学委員会

心理学教育プログラム検討分科会

健康・医療と心理学分科会

報告

大学教育の分野別質保証のための
教育課程編成上の参照基準
心理学分野



平成26年（2014年）9月30日

日本学術会議

心理学・教育学委員会

心理学分野の参照基準検討分科会

心理学教育のベンチマークとしての
教育課程編成上の参照基準

何故、心理学教育カリキュラム分科会と健康・医療と心理学分科会は、提言「心理学教育のあるべき姿と公認心理士養成」を発出したか？

- 公認心理師養成カリキュラムが、学士課程の質保証である「参照基準」に沿う心理学教育のあるべき姿を損ない、心理学研究と研究者養成の体制衰退を招くとの危惧を持った。
- 両分科会は、平成30年度の法律施行前にカリキュラムの問題点を指摘し、問題を早急に解決するよう、公認心理師資格を所掌する文部科学大臣並びに厚生労働大臣並びに大学等の公認心理師養成機関に向けた提言を行うことにした。

5つの提言

- (1) 高等教育に相応しい教育課程こそ大学の公認心理師養成の特色とすべきである
- (2) 公認心理師養成のための大学間・大学院間コンソーシアム制度を確立すべきである
- (3) 「参照基準」にもとづいて質を保証する公認心理師養成カリキュラムとすべきである
- (4) 大学と大学院の科目シラバスの明確化と実習マニュアルの策定を急ぐべきである
- (5) 技能を真に査定できる国家試験の事例問題の妥当性を検証すべきである

提言 1 に潜む葛藤と杞憂

「提言 1 の要旨」

大学の公認心理師養成教育は、資格教育だけに専心するのではなく、高等教育の人材養成に相応しい学士力を担保した教育課程を前提にして行うべきである。

葛藤と杞憂

- (1) 大学は新たな養成勢力である 4 年制専門学校との競争にさらされる可能性に打ち勝つ手段はあるのか？
- (2) 心理師ブームの再来は、大学の心理学科・学部を再生できるのか、はたまた、経済的問題を抱える志望者と少子化に伴い専門学校に走る学生を食い止める手段はあるのか？

提言 2 に潜む葛藤と杞憂

「提言の要旨」

公認心理師養成カリキュラムの実施に当たって、担当教員の不足を補うために、単位互換をおこなう**大学間および大学院間の「コンソーシアム制度」**が必要である。そのためには、文部科学省等の関係省庁に対して、この制度を積極的に支援する努力を求めたい。

葛藤と杞憂

- (1) 資格教育が大学教員の不足を浮き彫りにした反面、それを自力で解消できないジレンマと地域コンソーシアムによる大学間競争力の喪失の不安はないか？
- (2) 大学の経費負担割合や学生負担等の経営的問題が、大規模大学の一帶一路的奔流の中に中小規模大学を巻き込んで、その存在感が失われないか？

提言 3 に潜む葛藤と杞憂

「提言の要旨」

公認心理師養成において、日本学術会議が2014年に発出した**心理学教育の「参照基準」**を重視した質保証をおこない、5年後の見直しでは、**国際標準**に沿って公認心理師カリキュラムの再検討が必要である。

葛藤と杞憂

- (1) 資格志向の学生とそれ以外を志向する学生の混在は、大学における心理学教育のベンチマークに沿った教育課程と簡便な資格教育課程での葛藤が起こらないか？
- (2) また、このことが、心理学教育に関わるステークホルダーに教育活動の葛藤と教育的成果に不利益を及ぼさないか？
- (3) 心理師資格と心理学教育の国際標準の格差を解消する見直し勢力が5年後に出現するだろうか？

提言 4 に潜む葛藤と杞憂

「提言の要旨」

大学の公認心理師養成カリキュラムには、到達目標はあるが標準シラバスが示されていない。また、大学院の心理学実践科目は、到達目標もシラバスも示されていない。国家資格の養成教育を実施するには、**標準的なシラバスと実習マニュアル**の策定を急ぐ必要がある。

葛藤と杞憂

- (1) 各養成機関での公認心理師養成は、標準的なシラバスに載っ取るべきか、独自性のあるシラバスであるべきか？
- (2) 公認心理師の質を考えた教育課程にすることを良しとするのか、国家試験の内容に依存した教育課程に走ることを良しとするのか？

提言5に潜む葛藤と杞憂

「提言の要旨」

国家試験の「事例問題」の出題について、正解の妥当性を担保できない危険があるので、事前に慎重に検討し、事後検証も徹底すべきである。

葛藤と杞憂

- (1) 国家試験の問題は、学部で獲得した「知識」と大学院や業務経験で獲得する「技能」を出題内容として作成するのが至当とされている。
- (2) 「技能」に関わる心理領域の事例問題の出題は、受験者がどのような心理学の理論的または実践的なバックグラウンドで技術を修得したかにより、出題に対する解答も千差万別になる可能性がある。
- (3) 誰もが納得できる問題の出題と妥当な正解が担保できる事例問題作成は、いつに試験問題作成委員会の能力にかかっているのではなかろうか。

心理学教育に関わるさらなる4つの杞憂

- (1) 標準カリキュラムなき養成教育は、教育機関の教育課程編成に混乱を招き、初期の公認心理師教育の質保証に疑問が生じるのではなかろうか。
- (2) 科目の担当教員が充足できない問題の解消策が、非常勤講師に頼るということであれば、公認心理師養成を行う大学の教育経費負担は、今後かなり大きくなることが懸念される。
- (3) 国家資格に合格しただけで業務の即戦力になれるわけでない公認心理師は、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働などの分野固有の技能を身につけた技能評価の認定機関が必要でなかろうか。
- (4) 学部も大学院も、公認心理師を志向する学生だけでなく、研究者やその他の職業人を志向する学生が混在することで、目的に応じた指導体制が組めるのか、また、大学院は研究大学と資格養成大学に機能分化の道を辿るのだろうか。